

## 仙台市農業園芸センター使用料減免要綱

(平成7年3月17日局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市農業園芸センター条例（平成元年仙台市条例第3号。以下「条例」という。）第9条及び仙台市農業園芸センター条例施行規則（平成元年仙台市規則第32号）第7条の規定に基づき、農業園芸センターの使用料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大温室使用料減免の基準)

第2条 農業園芸センター大温室の使用料（条例第7条第2項に規定する特別の展示会その他の催しに係る使用料を除く。）は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める割合を減免することができる。

- (1) 市内の小学校、中学校、幼稚園又は保育所及びこれらに類似する市内の学校等が、教材として利用する場合における児童及び引率者（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用するとき、又は親子遠足の場合の保護者を除く。） 全額免除
- (2) 前号以外の場合において小学校又は中学校、幼稚園又は保育所及びこれらに類似する学校等が、教材として利用するときの引率者 児童30人に1人の割合で全額免除
- (3) 各種養護施設、特別養護老人ホーム、精神神経科病院、各種矯正施設及びこれらに類似する施設がその入院者等のため利用する場合における入院者等及び付添人 全額免除
- (4) 次のいずれかに該当する場合 全額免除
  - ア 仙台市豊齢手帳交付要綱（平成元年仙台市民社高第92号）に基づき仙台市が発行する豊齢手帳の保持者
  - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に基づき仙台市が発行する療育手帳の保持者
  - ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の保持者
  - エ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳の保持者
  - オ 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和32年法律第41号）第3条に規定する被爆者健康手帳の保持者
  - カ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の保持者
  - キ どこでもパスポート実施要綱（平成14年1月4日仙台都市圏広域行政推進協議会制定）に基づき仙台都市圏広域行政推進協議会が発行するどこでもパスポートの保持者
  - ク AZ9パスポート事業実施要綱（平成14年10月4日仙南地域広域行政事務組合制定）に基づき仙南地域広域行政事務組合が発行するAZ9パスポート若しくは大崎ゆめっこパスポート事業実施要綱（平成15年10月7日大崎地域広域行政事務組合制定）に基づき大崎地域広域行政事務組合が発行する大崎ゆめっこパスポート

ト並びにゆうゆうパスポート事業実施要綱（平成16年2月13日石巻地区広域行政事務組合制定）に基づき石巻地区広域行政事務組合が発行するゆうゆうパスポート、ジュニアパスポート事業実施要綱（平成16年2月4日登米市制定）に基づき登米地域広域行政事務組合が発行するジュニアパスポート、フリーパスポート事業実施要綱（平成17年3月 日気仙沼・本吉地域広域行政事務組合制定）に基づき気仙沼・本吉地域広域行政事務組合が発行するフリーパスポート、栗原グリーンパスポート事業実施要綱（平成18年1月24日栗原市制定）に基づき栗原市が発行する栗原グリーンパスポートの保持者による、土曜日、日曜日及び休日（「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日）並びに3月25日から4月7日、7月21日から8月25日、10月1日から10月の第2月曜の翌々日、12月24日から翌年1月7日までの期間での利用

ケ 前記ア〜カに該当する者が利用するに際して、介護人が必要であると判断される場合であり、かつ介護人として適当と認められる介護人1名

- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4の表に規定する留学の在留資格をもつ者のうち、仙台市に居住する外国人留学生及び仙台市に所在する大学、短期大学、高等専門学校及び、学校教育法第82条の8により宮城県知事より認可されており専門課程を有する専修学校（以下「大学等」という。）に在籍する外国人留学生 全額免除
- (6) 前号に掲げる者に同伴するその家族が利用する場合 全額免除
- (7) 市内の地区子供会が子供会活動の一環として、子供10人以上の団体に利用する場合における子供 5割減額
- (8) その他市長が特別の事由があると認める場合 全額免除又は5割減額  
(市民農園使用料減免の基準)

第3条 市民農園の使用料は使用者が、次の各号の一に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める割合を減免することができる。

- (1) 条例第4条第1号の一般用区画の使用者（使用者と同一世帯で生活している親族で、市民農園を利用しようとする者を含む）が次のいずれかに該当する場合 5割減額
  - ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の保持者で、障害の程度が1級から4級までの者
  - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に基づき仙台市が発行する療育手帳の保持者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の保持者
- (2) その他市長が特別の事由があると認める場合 市長が定める割合  
(減免申請の手続)

第4条 第2条第1号から第3号まで、第7号及び第8号並びに第3条各号の規定により使用料の免除又は減額を受けようとする者は、減免を受けようとする事由を記載した減免申請書（第2条に係るものにあつては様式第1号とし、第3条に係るものにあつては様式第2号とする。）を予め市長に提出しなければならない。

2 第2条第4号のアの規定により使用料の免除を受けようとする者は、当該手帳若しくは住所及び年齢が確認できるものを窓口に提示しなければならない。

3 第2条第4号のイからカまでの規定により使用料の免除を受けようとする者は、当該手帳を窓口に掲示しなければならない。

4 第2条第4号のキ又はクの規定により使用料の免除を受けようとする者は、どこでもパスポート又はAZ9パスポート若しくは大崎ゆめっこパスポート並びにゆうゆうパスポート、ジュニアパスポート、フリーパスポート、栗原グリーンパスポートを窓口に掲示しなければならない。

ただし、提示できない場合には、受付に備え付けた用紙に学校名、学年、氏名及び住所を記載し窓口へ提出しなければならない。

5 第2条第5号の規定により使用料の免除を受けようとする者は、所属する大学等の発行する学生証、在学証又は財団法人日本国際教育協会の発行する外国人留学生診療証明書及び外国人登録証明書を窓口に掲示しなければならない。

(標準処理期間)

第5条 減免申請に対する処分に係る標準処理期間は7日とする。ただし、日数換算にあたっては、閉庁日を含まないものとする。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

仙台市農業園芸センター大温室入館料減免要綱（平成5年5月24日市長決裁）は、廃止する。

附 則（平成7年11月30日改正）

この改正は、平成7年12月1日から実施する。

附 則（平成14年3月18日改正）

この改正は、平成14年4月1日から実施する。

附 則（平成15年3月24日改正）

この改正は、平成15年4月1日から実施する。

附 則（平成16年3月17日改正）

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成18年3月27日改正）

この改正は、平成18年4月1日から実施する。

附 則（平成20年3月17日改正）

この改正は、平成20年4月1日から実施する。

附 則（平成22年3月29日改正）

この改正は、平成22年4月1日から実施する。